

浦安市予防接種の費用の助成に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和5年3月31日

浦安市長

浦安市規則第43号

浦安市予防接種の費用の助成に関する規則の一部を改正する規則

浦安市予防接種の費用の助成に関する規則（令和元年規則第24号）の一部を次のように改正する。

別表4種混合の項助成の額の欄中「12,010円」を「12,100円」に改め、同表3種混合の項助成の額の欄中「6,400円」を「6,490円」に改め、同表2種混合の項助成の額の欄中「4,750円」を「4,840円」に改め、同表急性灰白髄炎（ポリオ）の項助成の額の欄中「10,850円」を「10,940円」に改め、同表麻しん・風しん混合1期の項助成の額の欄中「12,230円」を「12,320円」に改め、同表麻しん・風しん混合2期の項助成の額の欄中「10,800円」を「10,890円」に改め、同表麻しん1期の項助成の額の欄中「8,650円」を「8,740円」に改め、同表麻しん2期の項助成の額の欄中「7,220円」を「7,310円」に改め、同表風しん1期の項助成の額の欄中「8,660円」を「8,750円」に改め、同表風しん2期の項助成の額の欄中「7,230円」を「7,320円」に改め、同表日本脳炎1期の項助成の額の欄中「7,720円」を「7,810円」に改め、同表日本脳炎2期の項助成の額の欄中「6,890円」を「6,980円」に改め、同表BCGの項助成の額の欄中「11,140円」を「11,160円」に改め、同表Hib感染症の項助成の額の欄中「9,410円」を「9,500円」に改め、同表小児の肺炎球菌感染症の項助成の額の欄中「12,780円」を「12,870円」に改め、同表ヒトパピローマウイルス感染症の項予防接種の種類欄中「ヒトパピローマウイルス感染症」の次に「（2価・4価）」を加え、同項助成の額の欄中「16,520円」を「16,610円」に改め、同項の次に次のように加える。

ヒトパピローマウイルス感染症 （9価）	26,770円
------------------------	---------

別表水痘の項助成の額の欄中「10,520円」を「10,610円」に改め、同表B型肝炎の項助成の額の欄中「7,950円」を「8,080円」に改め、同表高齢者の肺炎球菌感染症の項助成の額の欄中「8,450円」を「8,540円」に改め、同表インフルエンザ（10月1日から翌年1月31日までに接種を受けたものに限る。）の項

助成の額の欄中「5,520円」を「5,610円」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、令和5年4月1日(以下「施行日」という。)から施行する。

(経過措置)

2 改正後の浦安市予防接種の費用の助成に関する規則の規定は、施行日以後に予防接種を受けた者に係る予防接種の費用の助成について適用し、施行日前に予防接種を受けた者に係る予防接種の費用の助成については、なお従前の例による。